

国別海外監査ガイドブックの公表について

平成 25 年 7 月 11 日
公益社団法人 日本監査役協会
海外監査研究会

監査役監査を巡る環境が刻々と変化する中、監査役の海外監査のあり方についても変化に対応した実効性の向上が要請されていることを受け、本研究会ではこれまでに、「監査役の海外監査について」及び「海外監査チェックリスト」を公表し、さらに平成 25 年 1 月には、海外での実際の活用に資するべく、「海外監査チェックリスト」の英訳版を公表した。

こうした活動を行ってきた中で、常に議論となっていたのが、「進出する国によって法令、文化や商慣習等、事業を取り巻く環境は大きく異なる」という点であった。そこで、これまでに公表した資料を、より一層実務に即した形で活用していただくためにも、日本企業がある程度進出していると考えられる主要な国ごとに、その概略、法制度の概要や注意すべき点などを簡潔にまとめたガイドブックを作成することとした。

本ガイドブックでは、章ごとに、監査上の主な留意点として該当する「海外監査チェックリスト」の主要な項目を、英訳文と併せ、抜粋記載（英訳版「海外監査チェックリスト」において、英訳対象から除いた項目については、日本語文のみ記載）することで、同チェックリストを利用する際、チェック項目の当該国における背景や状況を把握できるようにしており、同チェックリストと併用できるよう企図している。

なお、「監査上の主な留意点」については、ホームページ掲載資料のうち、各国のガイドブックでは該当箇所それぞれに記載しているが、各国のガイドブックを統合した「統合版」では、巻末に日本語文のみ掲載しているため、参照にあたってはご留意いただきたい。

本ガイドブック作成にあたっては、研究会のメンバーが各国の駐在体験、監査経験、自社グループの知見、文献・インターネットなどの調査等を基に当該国の現地事情、最新の状況などを踏まえて、できるだけ正確に記述することを心がけているが、調査に限界があったことも事実である。したがって、法令等の詳細や最新の動向、事業進出の上での詳細なリスク分析等、専門的な知見を要する事項については、必要に応じ、専門家の意見を聴取するなどの対応をしていただくことが望ましい。

以上